

水俣病関連年表

| | |
|-----------|--|
| 1906年 1月 | チッソの創業者野口遼が鹿児島県大口市に曾木電気設立 |
| 1908年 8月 | 水俣に日本窒素肥料発足(50年に新日本窒素肥料, 65年にチッソと社名変更) |
| 1932年 5月 | チッソ水俣工場でアセトアルデヒドの生産開始 |
| 1954年 8月 | 熊本日日新聞が「水俣市茂道で猫がてんかんで全滅」と報道 |
| 1956年 5月 | 水俣病の公式確認 |
| 11月 | 熊本大学研究班が第1回報告会。原因物質として重金属、人への侵入経路は魚介類、汚染源としてチッソ水俣工場の排水が疑われる |
| 1957年 9月 | 熊本県の照会に対し、厚生省が「湾内魚介類のすべてが有毒化した明らかな根拠はなく、(食品衛生法は)適用できない」と回答。 |
| 1959年 7月 | チッソ付属病院の細川一院長がアセトアルデヒド廃水をネコに与える実験を始める。10月に400号が発症。熊本大学研究班が「有機水銀説」を発表 |
| 11月 | 不知火海沿岸漁民が総決起大会。2000人が工場に押し入り警官隊と衝突。100人以上が負傷 |
| 12月 | チッソがサイクリケーターを設置。チッソと水俣病患者家庭互助会が見舞金契約 |
| 1961年 8月 | 解剖で胎児性水俣病を初めて確認 |
| 1962年 4月 | チッソ水俣工場で「安賃闘争」が始まる。市を二分する事態に |
| 8月 | 熊本大学の入鹿山且朗教授が「水俣工場のアセトアルデヒド工程から塩化メチル水銀を抽出」と論文発表 |
| 1965年 5月 | 新潟水俣病の公式確認 |
| 1967年 6月 | 新潟水俣病の患者らが昭和電工に損害賠償を求めて新潟水俣病1次訴訟提起。初の公害裁判 |
| 1968年 9月 | 政府が水俣病を公害認定 |
| 1969年 6月 | 28世帯、112人がチッソに損害賠償を求め1次訴訟を提起 |
| 1970年 11月 | 患者たちが一株株主としてチッソの株主総会に乗り込む |
| 1971年 7月 | 環境庁発足 |
| 8月 | 川本輝夫氏らの行政不服審査で、環境庁が県の棄却処分を取り消し。「有機水銀の影響が否定できない場合は認定」と事務次官通知 |
| 9月 | 新潟水俣病1次訴訟の判決。原告勝訴(確定) |
| 12月 | 川本輝夫氏らがチッソ本社で自主交渉を開始 |
| 1973年 3月 | 1次訴訟の熊本地裁判決。原告勝訴(確定) |
| 5月 | 熊本大学2次研究班が研究報告。対照地区の天草郡有明町で水俣病と区別できない患者が見つかったとし、第3水俣病の可能性を指摘 |
| 7月 | 患者とチッソが補償協定を締結。以後、チッソが、認定された患者に1600万円~1800万円の補償金などを支払うことに |
| 1975年 8月 | 熊本県議会公害対策特別委の委員が、環境庁での陳情で「補償金目当てのニセ患者がいる」などと発言 |

| | |
|-----------|---|
| 1976年 12月 | 不作為違法確認訴訟で原告勝訴(確定)。「2年間」が認定業務の不作為の日安となる |
| 1977年 6月 | 検察が川本輝夫氏を傷害罪で起訴した「川本事件」で、東京高裁が公訴棄却 |
| 7月 | 環境庁が複数症状の組み合わせを求める「昭和52年判断条件」を通知 |
| 1978年 6月 | 閣議でチッソを金融支援するための県債発行を了承 |
| 1985年 8月 | 2次訴訟で福岡高裁判決。原告勝訴。判決は52年判断条件を「厳格に失する」と批判 |
| 1986年 3月 | 認定申請を棄却された4人が起こした棄却処分取り消し訴訟で、熊本地裁判決。全員を水俣病と認め、熊本、鹿児島両県知事に棄却取り消しを命じる |
| 1987年 3月 | 熊本地裁で3次訴訟(第1陣)判決。国、県の責任を認める |
| 1988年 2月 | 最高裁でチッソ元社長と元工場長の業務上過失致死傷罪が確定 |
| 1989年 4月 | メチル水銀の環境基準を強化しようとした国際化学物質安全性計画(IPCS)に対し、環境庁が反論の研究班を組織していたことが表面化 |
| 1990年 3月 | 水俣湾のヘドロ処理作業が終了 |
| 9月 | 東京地裁が和解勧告(同様の勧告が熊本、福岡、京都の各地裁、福岡高裁で続く)。国は和解拒否 |
| 1994年 5月 | 吉井正澄水俣市長が水俣病犠牲者慰霊式で市長として初めて謝罪 |
| 1995年 12月 | 政府解決策を閣議決定。国賠訴訟は関西訴訟を除いて取り下げ |
| 2002年 9月 | 熊本学園大で「水俣学」開講 |
| 2004年 10月 | 最高裁判決。国と熊本県の責任確定。感覚障害だけの水俣病を認める |
| 2006年 1月 | チッソ創立100周年 |
| 2008年 9月 | 新潟県議会が独自の基準で「新潟水俣病患者」と認めた人に療養手当を支給する条例案を可決 |
| 2009年 7月 | 水俣病特別措置法が成立 |
| 2011年 1月 | チッソが事業会社を設立。社名は「JNC」 |
| 3月 | 水俣病不知火患者会の集団訴訟が熊本など3地裁で和解成立。水俣病出水の会など非訴訟派3団体とチッソが紛争終結の協定締結 |
| 2012年 7月 | 水俣病特別措置法に基づく未認定患者救済で、熊本など3県が申請受け付けを締め切る。申請者数は6万4730人に |
| 2013年 4月 | 2件の認定義務付け訴訟で最高裁判決。感覚障害のみの女性を水俣病と認めた。もう1件は原告女性が逆転敗訴した控訴審判決を破棄。大阪高裁に差し戻す。県はその後、2人の女性を水俣病と認定 |
| 10月 | 水銀に関する水俣条約採択。天皇皇后両陛下が水俣市を訪問。患者らと面会 |
| 2014年 8月 | 水俣病特措法に基づく対象が3県で3万2244人 |
| 2016年 5月 | 水俣病公式確認60年 |